

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	水大気環境課	整理番号	6-11
処分の種類	汚染土壌処理業者への改善命令			
根拠法令条例等・条項	土壌汚染対策法第24条			
処分の概要	汚染土壌処理業の処理基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと判断される場合は、汚染土壌処理業者に対し、必要な措置を命ずることができる。			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染対策法 第24条 都道府県知事は、汚染土壌処理業者により第22条第6項の環境省令で定める汚染土壌の処理に関する基準に適合しない汚染土壌の処理が行われたと認めるときは、当該汚染土壌処理業者に対し、相当の期限を定めて、当該汚染土壌の処理の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 ・汚染土壌処理業に関する省令 第5条 条文省略 			
基準の制定根拠				